

令和5年度 事業計画 (岩手支部)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明、議論を実施 ・ 事業主、加入者へ決算及び保険財政の見通しに関する情報発信 ・ 岩手県医療審議会等での、安定した財政運営の観点からの積極的な意見発信 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービススタンダード（10 日間）の達成率 100%を継続 ・ 申請時の負担軽減を図るため、加入者・事業主へ郵送申請の利便性を周知 ・ お客様満足度調査・お客様の声に基づく支部課題抽出と迅速な対応及び研修による電話・窓口対応の接遇品質向上 <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの 100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPI の 100%を達</p>

成することは、困難度が高い。

- KPI : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.1%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員への広報（オンライン資格確認の進捗状況を踏まえて実施）
- ・ 申請書設置の医療機関・市町村の拡大
（オンライン資格確認未対応医療機関、医療費助成受給者の高額療養費申請のある市町村）

○ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセス徹底による審査業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な履行
- ・ 不正疑い案件に対する保険給付適正化プロジェクト会議活用及び事業所への立入調査・厚生局への情報提供実施
- ・ 柔道整復施術療養費にかかる多部位かつ頻回、長期かつ頻回申請の多い施術所への警告
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の医師同意・再同意の確認徹底
- ・ 柔道整復施術、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術にかかる加入者への正しい受診方法の周知広報

- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト内容点検行動計画に基づくシステムを活用した効率的な点検の推進
- ・ 内容点検の質的向上を目的とする定期的な研修等の開催

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 保険証未返納者への文書催告及び回収不能届を活用した電話催告の実施
- ・ 新規発生債権の早期回収に向けた保険者間調整の積極的な活用
- ・ 回収フローに沿った定期催告及び弁護士名催告の実施

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・未送達事業所にかかる事業所・年金事務所への所在地確認による送達徹底
- ・未提出事業所に対する提出勧奨を徹底

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を95.0%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・各広報媒体を活用したマイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・新業務システム（令和5年1月導入）による新業務フロー（マニュアル・手順書）に基づく統一的な事務処理の徹底と標準化・効率化・簡素化の推進
- ・職員の意識改革及び業務量多寡・優先度の応じた柔軟な事務処理体制の実践と検証

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

○ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を61.6%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を18.6%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を32.0%以上とする

（内訳）

被保険者（実施対象者数：173,809人）

①生活習慣病予防健診 実施見込者数：107,066人

②事業者健診データ 取得見込者数：32,328人

被扶養者（実施対象者数：40,904人）

③特定健康診査 実施見込者数：13,089人

◆生活習慣病予防健診受診者数の拡大

- ・ 健診機関過疎地域に所在する事業所への集合バス健診実施日程の広報の実施
- ・ 外部委託機関を活用した生活習慣病未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・ 生活習慣病予防健診未受診者に対する受診勧奨の実施
- ・ 新規適用事業所を対象とした受診勧奨の実施

- ・ 生活習慣病予防健診実施委託機関の拡大
- ・ 健診機関を活用した生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・ 経済団体等を活用した生活習慣病予防健診広報の実施

◆事業者健診結果データ取得数の拡大

- ・ 労働局との連名通知による受診勧奨の実施
- ・ 外部委託機関を活用した電話勧奨の実施
- ・ 被扶養者に対する健診結果票取得勧奨の実施
- ・ 職員による訪問勧奨の実施
- ・ データ提供契約健診機関の拡大交渉の実施

◆被扶養者の特定健康診査受診者数の拡大

- ・ 市町村において実施している集団健診会場での健診受診に誘導するダイレクトメールの送付
- ・ オプショナル健診（血管年齢、肌年齢測定等）を含めた集団健診の実施
- ・ 商業施設を活用した集合健診（まちかど健診）の実施
- ・ 新規適用被扶養者を対象とした受診勧奨の実施
- ・ 40歳に到達する被扶養者に対するダイレクトメールによる特定健診制度紹介及び受診勧奨

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を17.0%以上とする

(内訳)

被保険者(特定保健指導対象者数:28,436人)

→実施見込者数:10,805人

被扶養者(特定保健指導対象者数:1,230人)

→実施見込者数:209人

◆被保険者の特定保健指導実施者数の拡大

【健診機関との取り組み】

- ・ 健診当日の特定保健指導の効果的な利用勧奨の実施
- ・ 契約健診機関との特定保健指導実施者数拡大に向けた定期的な打合せの実施
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関での特定保健指導の外部委託拡大勧奨の実施

【外部委託機関との取り組み】

- ・ 外部委託機関によるタブレットを使用した遠隔面談の推進
- ・ 検診車による生活習慣病予防健診実施時におけるオンライン面談の推進
- ・ 外部委託機関を活用した継続支援の実施
- ・ 直営保健指導者不在地域、休日・夜間等の特定保健指導を希望する事業所の専門機関への外部委託の実施

【事業所に対する取り組み】

- ・ 事業者健診データ提供事業所への早期及び確実な特定保健指導案内の実施
- ・ 新規適用事業所を対象とした利用勧奨の実施

【その他】

- ・ 過去の特定保健指導受け入れデータ等に基づく、効率的な特定保健指導日程の調整

- ・ 研修会等での保健指導者のスキルアップ等による初回面談中断率、途中中断率の低減
- ・ 位置情報を活用した特定保健指導の利用方法等に関する広報の実施

◆被扶養者の特定保健指導実施者数の拡大

- ・ 支部保健指導者によるタブレットを活用した遠隔面談の実施
- ・ 協会主催の集合健診時を活用した特定保健指導の実施

iii) 重症化予防対策の推進

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,691人

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

◆未治療者に対する受診勧奨

- ・ 外部委託機関を活用した受診勧奨の更なる実施（勧奨対象者の拡大）
- ・ 岩手県、岩手県医師会と連携した受診勧奨の実施

◆糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 岩手県の基準により選定した対象者への糖尿病性腎症予防プログラム参加勧奨（文書及び電話）及び参加者への専門機関による実施

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康経営宣言の宣言項目に係る標準化の推進

- ・ 「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所数及び登録事業所に対するインセンティブ付与の拡大
- ・ 宣言登録事業所へのチェックシート結果のフィードバック
- ・ 事業所健康度診断(事業所カルテ)をはじめとした、健康づくりに寄与する情報の提供
- ・ 健康経営実践支援会議参画団体等（県、経済団体、マスコミ、民間生保会社）と連携した健康経営の取組の推進
- ・ 産業保健総合支援センター等と連携した加入事業所へのメンタルヘルス対策の推進

v) その他保健事業

- ・ 関係団体との連携によるウォーキング大会、イベントへのブース出展等を通じた健康づくり事業の推進
- ・ 歯科医師会等と連携した歯科健診事業の実施

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,480 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

◆ 広報関係

- ・ WEB を活用した効果的な広報の推進
- ・ 日本年金機構等との連携による広報の実施
- ・ 健康保険委員専用広報紙による広報の実施
- ・ メールマガジンの定期（臨時号含む）配信および登録者数の拡大
- ・ 「岩手県民健康応援キャンペーン」による健康経営の推進等に関する広告の掲載
- ・ マスコミ・関係団体等を通じた情報、意見発信

◆健康保険委員関係

- ・ 社会保険委員会、社会保険協会、日本年金機構等と連携したオンライン研修会の開催
- ・ 新規適用事業所などへの勧奨文書や本部作成パンフレットの送付、納入告知書同封チラシ等による定期的な勧奨
- ・ 外部委託業者を活用した委嘱勧奨、年金事務所算定説明会や各種研修会における委嘱勧奨
- ・ 健康保険委員表彰の実施
- ・ 健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による事業参画
- ・ 健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握および事業への反映

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 55.3%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）に対する使用促進の依頼
- ・ ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知の送付
- ・ 乳幼児のいる家庭へのジェネリック医薬品使用促進等の医療費適正化啓発

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・ 各種広報媒体を活用したインセンティブ制度及び各インセンティブ指標の結果の周知、結果に基づいた次年度広報等への活用

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

◆医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 岩手県医療審議会、岩手県医療審議会医療計画部会での意見発信

◆医療提供体制に係る意見発信

- ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会における意見発信
- ・ 保険者協議会での意見発信、連携した取組みの推進
- ・ 標準化レセプト出現比（SCR）のデータ及び可視化ツールを活用した分析結果及び岩手県から提供される医療データ等を活用した意見発信

◆医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・ 健康いわて21プラン推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県循環器病対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会における情報、意見発信

◆上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ かかりつけ医、不要不急の休日時間外受診、後発医薬品使用促進等について医療計画や医療提供体制の協議の場で意見発信

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

	<p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>○ 調査研究の推進</p> <p>◆医療費等分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手支部の医療費分析を実施し、医療費適正化事業へ反映 ・ ジェネリック医薬品使用促進に係る分析の実施、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会等での意見発信 ・ 医療費・健診等データを活用した県及び市町村との共同分析 <p>◆外部有識者を活用した調査研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分析方法、手法等について外部有識者を活用した調査研究の検討 <p>◆調査研究や分析結果を活用した取組の推進及び発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽ調査研究報告書、調査研究フォーラムへの応募、分析結果を広報等で活用 ・ 健診受診率や特定保健指導に関する分析を行い、加入者に対する広報及び保健事業計画へ反映 ・ 地域における患者流出入の状況等を分析し、地域医療構想調整会議等の場で意見発信 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>
3. 組織・運営体制関係	<p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネージャー会議等を活用した管理職の育成

○人事評価制度の適正な運用

- ・ 組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施および目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底
- ・ 評価結果のフィードバック等を活用した職員の意識改革

○OJT を中心とした人材育成

- ・ 現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進
- ・ 本部研修への職員の参加と伝達研修の実施
- ・ CS 向上、レセプト点検、保健指導のスキルアップ等の支部の課題解決のための研修実施による人材育成
- ・ オンライン研修会等での事業説明による発信力等の向上

○リスク管理

- ・ 個人情報保護および情報セキュリティ研修の実施
- ・ 情報セキュリティ確認テストの実施とフィードバック
- ・ 支部独自研修および伝達研修によるコンプライアンス、個人情報保護の順守徹底、ハラスメント発生の防止
- ・ 自主点検の着実な実施（半期に1回）
- ・ 内部統制の整備の推進

○コンプライアンスの徹底

- ・ コンプライアンス研修の実施
- ・ コンプライアンス委員会の実施（半期に1回以上）
- ・

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 入札案件の業者への声掛け、公告期間や納期までの期間の十分な確保及び複数者からの見積書の徴取
- ・ 調達の執行における見積競争・企画競争の推進

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

